

青森県子ども読書活動推進計画（第五次）案 【概要】

第1章 計画策定について

■ 計画策定の趣旨

平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という。）を策定して以来、これまで5年ごとに第四次計画まで策定しており、新たに五次計画を策定するものである。

■ 計画の対象

本計画の対象である「子ども」とは、おおむね0歳から18歳までとする。

■ 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

第2章 本県における取組と課題

■ 第4次計画における達成状況

評価項目	第四次計画における達成状況	R6目標値
市町村におけるブックスタート実施率	75.0%【H30】 → 75.0%【R5】	90%
1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合	小学校 11.3%【H30】 → 15.1%【R4】 中学校 20.1%【H30】 → 29.3%【R4】 高等学校 43.6%【H30】 → 50.3%【R4】	5.0% 11.5% 26.0%
市町村における子ども読書活動推進計画の策定率	75.0%【H30】 → 80.0%【R5】	100%
公立図書館等における児童1人当たりの児童書の貸出冊数	7.4冊【H29】 → 8.7冊【R5】	9.5冊
ボランティアと連携している公立図書館等の割合	67.5%【H29】 → 62.5%【R5】	100%
学校図書館図書標準の達成率	小学校 45.8%【H28】 → 46.6%【R2】 中学校 36.3%【H28】 → 47.1%【R2】	70% 60%
公立図書館等と連携する学校の割合	小学校 56.3%【H28】 → 62.1%【R2】 中学校 19.4%【H28】 → 24.8%【R2】	70% 30%
ボランティアと連携している学校の割合	小学校 76.7%【H28】 → 70.1%【R2】 中学校 15.6%【H28】 → 22.9%【R2】	90% 30%
学校図書館における図書情報のデータベース化実施率	小学校 61.8%【H28】 → 66.3%【R2】 中学校 53.1%【H28】 → 62.1%【R2】	75% 70%
子どもの読書活動の大切さについて保護者の意識啓発を図る取組の実施率	60.0%【H30】 → 67.5%【R5】	90%

■ 本県の課題

1 不読率の改善

令和4年度は平成30年度に比べ、小学校、中学校、高等学校全ての校種で不読率が高くなっている。

2 学校図書館の更なる充実と公立図書館による連携・協力

- ・学校図書館図書標準を達成していても、更新予算の不足や図書標準達成継続のため、古い図書が積極的に更新されていない場合がある。
- ・学校司書の発令状況が低い状況にある。
- ・アクセシブルな電子書籍等を含む多様な蔵書等の整備状況は全国平均を下回り、低い状況にある。
- ・公立図書館等と連携する学校の割合が全国平均を下回り、特に中学校での割合が低い。

3 公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消

公立図書館機能のより一層の強化と図書館未設置の解消が課題となっている。

4 読み聞かせボランティア等の育成と支援

ボランティアの活躍の場が増えるよう、コーディネート機能の充実が求められる。

5 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透

市町村において、乳幼児期からの読み聞かせの大切さについて保護者の意識啓発を図る取組の実施率の向上が課題となっている。

第3章 基本方針

基本方針1 不読率の低減

- ・学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努める。
- ・乳幼児期からの読み聞かせを推進する。
- ・乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、高校生が主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図る。

基本方針2 多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもたちを受容し、全ての子どもたちの可能性を引き出すため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、読書機会の確保に努める。

基本方針3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・デジタル社会やGIGAスクール構想等の進展を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時等における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、学校図書館や公立図書館のDXを進める。

基本方針4 こどもの視点に立った読書活動の推進

- ・こどもが主体的に読書活動を行えるよう、こどもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる等、こどもの視点に立った読書活動の推進に努める。

第4章 こどもの読書活動の推進方策

■ 「家庭」、「地域」、「学校等」及び「民間団体」が認識を共有する事項

1 連携・協力

- ・学校図書館・公立図書館間の連携・協力体制を強化する。
- ・読書関連のイベントの実施等について、地域社会と協働した活動として促進を図る。
- ・公民館、児童館等多様な機関の特質を踏まえ、効果的に連携・協力する。

2 人財育成

- ・司書及び司書補の継続的・計画的な研修の実施に努める。
- ・司書教諭及び学校司書が専門的な知識・技能を習得し、専門性を一層発揮する。

3 普及啓発

こどもの読書活動の推進のために、広報の推進や優れた取組の奨励を通じて、普及啓発活動を促進する。

4 発達段階に応じた取組

乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われる。

5 こどもの読書への関心を高める取組

こどもが主体的に読書活動に取り組む図書委員、こども司書等の活動を促す。

■ 家庭

1 家庭の役割・取組

保護者が読書に対する理解を深め、自ら読書に親しむことが大切である。

2 家庭の取組の促進等

- ・家庭において、読書の重要性について理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが望ましい。
- ・「ブックスタート」や「家読（うちどく）」等を一層充実することが重要である。

【県の取組】

- ① 家庭における読書を推進します。
- ② 保護者に読み聞かせの楽しさなどを伝える場の提供を市町村に働きかけます。
- ③ 読書習慣定着のため、家庭に対する普及・啓発活動及び情報発信に努めます。

■ 地域（図書館）

1 図書館の役割

- ・乳幼児と保護者に対するサービス ・児童・青少年と保護者に対するサービス
- ・障がい児と保護者に対するサービス
- ・日本語を母国語としないこども及び保護者に対するサービス
- ・図書館への来館が困難なこども・保護者に対するサービス
- ・ボランティア活動等の促進 ・多様な学習機会の提供 ・運営状況に関する評価

2 図書館の取組

- ・多様なこどもたちの読書機会の確保
- ・デジタル社会等に対応した読書環境の整備
- ・こどもの視点に立った読書活動の推進

3 図書館における取組の促進等

- ・図書館の設置・運営及び資料の充実 ・司書及び司書補の適切な配置

【県の取組】

- ① 図書館未設置町村の解消に努めます。
- ② 図書館の運営についての助言に努めます。
- ③ こどもに対するサービスの充実を図ります。
- ④ 図書館に関する情報の収集に努めます。
- ⑤ 目標の設定、点検、評価を行います。
- ⑥ 障がいのあるこどもの読書活動の充実を図ります。
- ⑦ 市町村こども読書活動推進計画の策定についての助言に努めます。
- ⑧ 図書館等との連携・協力を努めます。
- ⑨ 市町村におけるこどもの読書環境づくりに努めます。
- ⑩ 学校図書館との連携・協力について働きかけます。

■ 学校等

1 幼稚園、保育所、認定こども園等

- ・幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行う。
- ・未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の意義を普及する。
- ・安心して図書に触れることができるようなスペースを確保する。
- ・公立図書館等の団体貸出しを利用する等、全てのこどもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努める。
- ・小中学生が乳幼児に読み聞かせを行う等、こどもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫する。

2 小学校、中学校、高等学校等

(学校図書館の役割)

- ・「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」の機能。
- ・児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待される。
- ・各教科等の習得、活用、探求の過程で、豊富な資料や情報が有益。

(取組)

- ・多様な子どもたちの読書機会の確保（学校図書館の開館、学校図書館資料の充実、**全校一斉の読書活動等**）
- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備（学校図書館図書情報のデータベース化、1人1台端末の利用等）
- ・こどもの視点に立った読書活動の推進（児童生徒の意見聴取の機会の確保、図書委員等のこどもの学校図書館への主体的な関わり）

(取組の促進等)

- ・学校図書館資料の計画的整備（図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定、新聞の複数紙配備）
- ・体制整備（学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制の整備）
- ・司書教諭の配置
- ・学校司書の配置

【県の取組】

- ① 様々な図書に触れる機会を確保できる取組を促します。
- ② 県内の中学生・高校生を対象とした本の推奨活動を行います。
- ③ こども同士で図書を紹介し合う活動等の情報提供を行います。
- ④ 学校関係団体等と連携した取組を進めます。
- ⑤ 発達段階に応じた図書の選び方の助言などを行います。
- ⑥ 学校図書館の蔵書の整備、データベース化を働きかけます。
- ⑦ 学校図書館の活用促進を図ります。
- ⑧ 学校司書の配置を働きかけます。
- ⑨ 学校図書館の機能の充実を図ります。

■ 民間団体

1 民間団体の役割・取組

読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催等、こどもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。

2 民間団体の取組の促進等

- ・域内のボランティアグループや企業の取組等の状況を把握し、公共性が高いと認められるものは、奨励方を講ずることが期待される。
- ・多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの研修等の実施にも努める必要がある。

- ・多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの研修等の実施にも努める必要がある。

【県の取組】

- ① ボランティア等との連携・協力を努めます。
- ② 「親子ふれあいアドバイザー」の養成・コーディネートに努めます。
- ③ ボランティア同士及び関係機関との連携を図ります。

第5章 計画の評価

■ 計画の評価

第五次計画では、不読率の低減が最も重要な課題と捉え、県が不読率の低減に向けて取り組むことで効果が見込まれる指針と指標については目標値を設定し、それ以外の指針と指標については、目標値を設定せず、その都度現状度を把握しながら計画の推進に努める。

■ 目標値を設定する指標

指標	現状値	目標値
1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合	小学校 15.1%【R4】	7.0%
	中学校 29.3%【R4】	13.1%
	高等学校 50.3%【R4】	43.5%
公立図書館等と連携する学校の割合	小学校 62.1%【R2】	70%
	中学校 24.8%【R2】	30%

■ 目標値は設定せずに取組の状況を把握する指標

- ・市町村におけるブックスタート実施率
- ・市町村におけるこども読書活動推進計画の策定率
- ・公立図書館等における児童1人当たりの児童書の貸出冊数
- ・ボランティアと連携している公立図書館等の割合
- ・学校図書館図書標準の達成率
- ・ボランティアと連携している学校の割合
- ・学校図書館における図書情報のデータベース化実施率
- ・市町村における取組の実施率

■ 計画の推進に向けて

計画の推進に当たっては、設定した指標について、文部科学省等が実施する調査によって現状度を把握し、不読率の低減を柱としつつ、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、こどもの視点に立った読書活動の推進に努める。

読書で広がる あおもりっこの未来